

取 扱 基 準

名 称	新潟市地域で弁当交流応援事業補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	コロナ禍においても交流機会を促進するため、コミュニティ協議会、自治会など各種団体及び企業に対し、地元飲食店から購入する弁当の一部を補助し、経営に疲弊している地元飲食店への支援を目的とする補助金。
目 標	数値化□ 非数値化■
	地元飲食店の支援を図り、各地域の交流機会の促進を図る。
	<目標が数値でない場合の評価方法> 補助事業者からの実績報告書等により補助事業の遂行状況を確認する。
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内容	本事業に登録した飲食店で、利用団体が購入する弁当の費用の一部。
補助額及びその算定方法又は補助率	弁当 補助額：2,000円(限度額、1個当たり税抜き3,000円以上の弁当) 補助率：10個以上の弁当1個の税抜き代金×1/2(1円未満は切り捨て) <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 地域交流を支えてきた地元飲食店に対して支援する事業のため
開始時期	令和3年 3月 1日
評価の時期	令和3年 6月30日
終 期	令和3年 6月30日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕 新潟市地域で弁当交流応援事業補助金の交付を受けている旨
	〔媒体〕 事業者の店舗・事務所に事業チラシ、PR用ステッカーの設置、ホームページ掲載など
担当部署	中央区役所 地域課 産業文化振興室 電 話 025-223-7054 e-mail chiiki.c@city.niigata.lg.jp